嘉手納村広報
発行所
嘉手納村役所
電話（076）2001番
印刷所
セントラル印刷所
電話099—2273

第四回定例議会終る

満場一致で主席公選の実現を要請決議

第四回嘉手納村議会定例会は去る六月十五日に閉会した。

以下その処理状況を部課にお知らせします。

○ 議案第十六号村道の認定について　村内道路六六路線の内三十一路線が村道として未認定道路であるため道路行政上支障をきたし、また市町村交付税の交付税算定対象にならないので認定してほしいと提案されたものですが、本件は、領収書を要するの決定、年額増税の収支のバランスがとれないため組織から一時借入金として一万ドル借受けたいとの当局提案を、原案通り可決された。

○ 議案第十八号一九六四年度第五回嘉手納村上水道事業特別会計歳入歳出追加更正予算案—本件は、給水上必要な経費として別表の通り原案通り可決されました。

○ 議案第十九号嘉手納村議員分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例案—本件は、議員の休職期間に関する規定の改正案で、これまでは議員が身心の故障のため長期の休養を要する場合における休職期間は、公務上の負傷、疾病、法定伝染病の場合は三年、公務上の負傷、疾病以外の場合は二年とするにそれぞれ改正されその期間内で休職を要する程度に応じその部度任命権者が定めるように なったこと、休職の発令の効期内において更新できるようになったことがそれぞれ原案通り可決された。

○ 議案第二十号嘉手納村給与支給条例の一部を改正する条例案—本件は、議員の休職給、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当及び期末手当の改正案であるが、別表第一（特別職の給料表）は修正されてそれぞれ原案通り可決された。

○ 議案第二十一号固定資産評価員の選任について—本件は、固定資産評価員の欠員に伴い財政課長に評価員を兼任させるための提案であるが、領収書類の結果、該政課長の職務は多忙であり、適任者ではあっても評価員を兼任させることは、職務遂行上困難を生ずるので、財政課長以外から固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者の中から提案して貰いたいということで、財政課長選任に ついての本案件は否決された。

○ 議案第二十二号嘉手納村税条例の一部を改正する条例案—改正内容は、現行条例において、固定資産評価員の任期は二カ年で、非常勤となっているのを、毎年二十日二十三日、二十四日及び二十五日の五日間に亘り適宜な賦課が行われ、その後、二十九日の本会議において二回の修正案が提出され各提出者から説明がして賦課の後に討論の結果、原案の一部を修正して可決し、六五年度予算は年度内に成立したわけであります。なお六五年度予算の概略は、別記のとおりであります。

○ 議案第二十六号一時借入金について—本件は年度当初において収支のバランスがとれないので一般会計入金について未収金の見込額を借入金として一万ドル借受けたいとの当局提案を、原案通り可決されました。

○ 議案第二十七号嘉手納村税条例の一部を改正する条例案—改正内容は、議長、副議長及び議員の報酬を他村並に増額しようとする当局提案であるが、固定資産評価員の日額報酬については一ドル五十セントを二ドルに増額し、正副議長及び議員の報酬は議長、二十三ドル、副議長二十一ドル議員一ドルと後同通りにし、増額を見合すことにして修正可決された。

○ 決議案第四号主席公選に関する要請決議—本件は、万場一致をもって次の通り決議し、主席公選の実現と自治権の拡大を関係当局へ要請することになりました。

「住民自治」これは何人もおかすことのできない民主主義の鉄則である。然るにわが沖縄においては、敗戦十九年を経た今日なお米国の軍事的植民地支配がつづき、自治権は大きく制限されている。

われわれはあらゆる機会を通して自治権の拡大を要求して来たが、今なお、民主政治の基本である主席の選挙権さえ否定され、高等弁務官による任命が行なわれていることは実に遺憾である。

米国が強調された民主主義を何時迄も沖縄の前に押しつけることは、やがては沖縄の強い抵抗にあい、全世界人民の非難を呼び起し、遂からず沖縄の統治政策に破綻をきたすであろう。

このことについては、最近の自民党分裂、大田主席の辞表提出等の一連の現象によって如実に証明されている。この後に及んで、主席の任命制度を繰りかえすことは、徒らに沖縄の政局を混乱させ、ひいては沖縄の幸せへの道をふさぐものである。

よって嘉手納村議会は「最愛の自治も最良の県民族支配に勝る」という民族自決の精神に則り、速やかに主席の公選を実施し、自治権を拡大するよう強く要請する。

右決議する

一九六四年六月二十六日

沖縄　嘉手納村議会

米国大統領　内閣総理大臣　琉球列島高等弁務官
上院議長　衆議院議長　立法院議長
下院議長　参議院議長　行政主席
国防長官　国務長官　殿

議会だより

村社協へ四十ドル寄附

嘉手納二番地にお住いの銘里政信氏は去る七日村役所を訪れ、村の社会福祉事業面に役立てて下さいと金四十ドルを寄附された。これは七月二四日に不幸の人となられた故祖母カマドさんの香典返しとして寄附されたもので、村社協では感謝している。

改正内容

職員が法定伝染病にかゝり休職し長期療養を要する場合は、百分の百。

○ 別表第一

職名	給料額
村長	ドル一〇五
助役	ドル九〇
収入役	ドル八〇

学識経験を有する者の中から選任された常勤の監査委員

○ 議案第二十二号嘉手納村税条例の一部を改正する条例案—改正内容は、現行条例において、固定資産評価員の任期は二カ年で、非常勤となっているのを、毎年二十日二十三日、二十四日及び二十五日の五日間に亘り適宜な賦課が行われ、その後、二十九日の本会議において二回の修正案が提出され各提出者から説明がして賦課の後に討論の結果、原案の一部を修正して可決し、六五年度予算は年度内に成立したわけであります。なお六五年度予算の概略は、別記のとおりであります。

○ 議案第二十六号一時借入金について—本件は年度当初において収支のバランスがとれないので一般会計入金について未収金の見込額を借入金として一万ドル借受けたいとの当局提案を、原案通り可決されました。

○ 議案第二十七号嘉手納村税条例の一部を改正する条例案—改正内容は、議長、副議長及び議員の報酬を他村並に増額しようとする当局提案であるが、固定資産評価員の日額報酬については一ドル五十セントを二ドルに増額し、正副議長及び議員の報酬は議長、二十三ドル、副議長二十一ドル議員一ドルと後同通りにし、増額を見合すことにして修正可決された。

○ 決議案第四号主席公選に関する要請決議—本件は、万場一致をもって次の通り決議し、主席公選の実現と自治権の拡大を関係当局へ要請することになりました。

「住民自治」これは何人もおかすことのできない民主主義の鉄則である。然るにわが沖縄においては、敗戦十九年を経た今日なお米国の軍事的植民地支配がつづき、自治権は大きく制限されている。

われわれはあらゆる機会を通して自治権の拡大を要求して来たが、今なお、民主政治の基本である主席の選挙権さえ否定され、高等弁務官による任命が行なわれていることは実に遺憾である。

米国が強調された民主主義を何時迄も沖縄の前に押しつけることは、やがては沖縄の強い抵抗にあい、全世界人民の非難を呼び起し、遂からず沖縄の統治政策に破綻をきたすであろう。

このことについては、最近の自民党分裂、大田主席の辞表提出等の一連の現象によって如実に証明されている。この後に及んで、主席の任命制度を繰りかえすことは、徒らに沖縄の政局を混乱させ、ひいては沖縄の幸せへの道をふさぐものである。

よって嘉手納村議会は「最愛の自治も最良の県民族支配に勝る」という民族自決の精神に則り、速やかに主席の公選を実施し、自治権を拡大するよう強く要請する。

右決議する

一九六四年六月二十六日

沖縄　嘉手納村議会

米国大統領　内閣総理大臣　琉球列島高等弁務官
上院議長　衆議院議長　立法院議長
下院議長　参議院議長　行政主席
国防長官　国務長官　殿

1965年度 嘉手納村歳入予算

各款別総括表

款	別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	百分比 本年度	百分比 前年度
1	村税	45,589.00	36,106.00	9,483.00			29.44
2	市町村交付税	35,399.00	20,698.00	14,701.00			16.88
3	財産収入	14,873.00	13,879.00	994.00			11.32
4	使用料及び手数料	4,798.00	4,868.00		70.00		3.97
5	分担金及び負担金	7,204.00	10,882.00		3,678.00		8.87
6	寄附金	2.00	1.00	1.00			
7	繰入金	242.00	13,448.00		13,206.00		10.96
8	諸収入	2,732.00	1,999.00	733.00			1.63
9	村債	22,601.00	20,759.00	1,842.00			16.93
0	個人預り金	2.00	1.00	1.00			
才	入合計	133,442.00	122,641.00	10,801.00		100%	100%

1965年度 嘉手納村才出予算

各款別総括表

款	別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	百分比 本年度	百分比 前年度
1	議会費	9,878.00	8,871.00	1,007.00			7.22
2	総務費	42,703.00	44,824.00		2,116.00		36.64
3	民生費	8,938.00	7,539.00	1,399.00			6.13
4	衛生費	10,514.00	14,525.00		4,011.00		11.84
5	産業経済費	24,537.00	7,922.00	16,595.00			6.46
6	教育費	3,106.00	3,335.00		229.00		2.72
7	土木費	7,266.00	8,261.00		993.00		6.74
8	公債費	2,121.00	17,478.00		15,354.00		14.25
9	諸支出金	2,442.00	1,118.00	1,324.00			0.91
10	予備費	6,411.00	7,057.00		646.00		5.76
11	才出合計	15,278.00	1,438.00	13,840.00			1.17
12	才入才出差引	300.00	300.00				0.25
才	出合計	133,442.00	122,641.00	10,801.00		100	100

1965年度 嘉手納村上水道事業特別会計才入才出予算書

（各款別総括表）

才入の部

款	別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
1	上水道事業収益	34,625.00				
2	資本的収入	3,788.00				
才	入合計	38,413.00				

才出の部

款	別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
1	上水道事業費	26,204.00				
2	資本的支出	11,849.00				
3	予備費	360.00				
才	出合計	38,413.00				

1964年度 嘉手納村上水道事業特別会計才入追加更正予算

（第五回）

各款別総括表

款	別	前回までの累計額	追加更正予算額	計	附記
1	上水道事業収入	6,798.00	—	6,798.00	
2	企業外収入	5.00	—	5.00	
3	資本収入	33,607.00	—	33,607.00	
才	入合計	40,410.00	—	40,410.00	

1964年度 嘉手納村上水道事業特別会計才出追加更正予算

（第五回）

各款別総括表

款	別	前回までの累計額	追加更正予算額	計	附記
1	上水道事業費	38,769.00	423.00	39,192.00	
2	企業外費用	1,162.00	△ 423.00	739.00	
3	償還金	1.00	—	1.00	
4	予備費	478.00	—	478.00	
才	出合計	40,410.00	—	40,410.00	

△自治会だより▽

各区では、自治会長の任期が去る六月三〇日で満了したため、次期自治会長の人選を急いでおりましたが、この程次の方々が選出され七月一日付で村役所と事務委託契約を取交しました。

一区自治会長　根茂吉行栄
二区〃　新垣忠雄
三区〃　島里政信
四区〃　伊波万祐
五区〃　新垣安義
六区〃　宮城名朝栄
七区〃　桑江朝太郎
八区〃　森山一
九区〃　大城武雄
十区〃　名嘉松一
十一区〃　島袋宮子

育英資金十人へ貸付決定

村育英会（新垣正雄会長）では去る七月十三日午前十時から村役所に於て六五年度育英資金借受け申請者の個人面接を行うと共に、これを去る三十一日の理事会にはかり、左記の通り貸与者を決定しました。

琉大—東江岡、比嘉健祐、大城朝憲、麻布獣医科大学—比嘉健俊、二松学舎大学—砂辺松次、その他前年度より貸付中の五人を合めて十名となっております。

赤痢と台風に御用心

夏季伝染病と台風シーズン

蠅の撲滅と台風対策を怠るな

これから本格的な暑さが訪れると共に、毎年私達が悩み続けている、食中毒、赤痢、日本脳炎等恐ろしい伝染病と台風シーズンがやって来ます。私達は常にその予防に努め全村民が笑ってすごせるように致しましょう。今月は台風対策と赤痢の予防心得について掲載し村民皆様の御協力をお願いすることにしました。日本脳炎の予防心得については本紙六月号に掲載しましたので、それを参考されたいは村内から赤痢菌を追払って健康な毎日をおくるようにしましょう。

赤痢

(赤)痢は私達の村でも一九六二年五月中旬から六月初旬にかけて集団発生して、村民を恐怖のどん底に陥れた事は私達の記憶に新しいところであり、赤痢がいかにこわい病気であるかをまざまざと見せつけられると共に村民一人一人がその予防を怠ってはいけないという事を深く知りました。

私達は常日頃次の予防心得をよくまもり、今年こそ

赤痢の予防心得

①生水をのまないこと
②手づかみでキャンディ類を食べないこと
③用便後、又は食事の前、遊びの後は必ず手を洗う習慣をつける。
④便をこうする共に発生の場所をなくすこと
⑤生野菜を食べないこと。
⑥便所はいつも清潔にそして消毒にはクレゾール液が最適
⑦暑熱暑食をしないこと
⑧寝冷えをしないこと。
⑨身体を常に清潔にすること。

以上のことをよく守り若し下痢したり、発熱がある時は必ず医者に診てもらうようにいたしましょう。

台風

(台)風銀座といわれている沖縄ではこれから秋にかけて台風のシーズンです。今年の台風は例年より一週平均二週早く、台風五号ペティは去る四日午前宮古を襲い、家屋や農作物にかなりの被害を出しています。台風は海上、陸上の別なくあらしまわり別表のように年間平均四回以上も襲来してじん大な被害をもたらしております。特に農家においては作物の被害が大きく、台風が来ると農家は貧乏するとまでいわれています。このように台風は我物顔であばれまわっておりますが、近代科学でも防ぐようがなく、自衛手段を講じて被害を最少限度に食止める以外に方法がありません、ですから気象台から台風警報が出ない前でも「備えあれば憂なし」のたとえの通り常に台風対策をおこたらないようにしましょう。

台風心得

△家の外

①屋根瓦のズレを直しておく、ひび割れの入った瓦の下にはトタン板などを入れシックイで止めて風で飛ばないようにする。
②板張りをしているところの釘が錆びて弱くなっていたりして押えが充分きいていない所は新らしい釘でしっかり打ちつける。
③板塀や植木にも風よけを入れる
④テレビのアンテナや電線はたるみを起さないようにし、看板類突出などはガッチリと動かないようにしておく
⑤屋外電線や街灯ラジオ線などが樹木にふれないように刈り取っておく
⑥家の廻りの水はけをよくしておく。

△家の中

①窓や雨戸など板をあてたりして補強する
②窓の内側にカーテンをつけてガラスの破片が部屋にとばないようにする。
③浸水のおそれのある家では低い場所に置いてあるものは全部高い所に移す
④停電に備え懐中電灯にひもをつけ携帯しやすいように用意しておく。電池は長時間使えるかどうかよく確かめる。
⑤停電しても台風情報やニュースを聞くことができるようにトランジスタラジオを用意しておく
⑥補強や非常用の道具として金づち、ノコギリ、ペンチ、釘、小刀、板きれ棒などの大工道具やロープ、針金などを用意するこれは家が壊れてきたときなどの脱出用の道具にもなる。
⑦貴重品はビニールの袋に入れシックイで止めておく。ひとまとめにしておく。
⑧老人や子供は早めに近くの堅固な家に避難させる
⑨応急医療品はひとまとめにしておく

台風通過後の注意

①電線が断線していると危険だからその周囲になわなどでさくを作って近寄ることを防止し、すぐ配電会社に連絡する。
②家の内外のいたんでいる所に応急修理をする。
③家の中の風とおしをよくし腐れたものを早く手入する。畳類は日にあて、干すとボロボロに破れ、湿水にかかった衣類などは水洗いのあと陰干しにしないと使えなくなる。
④時計、ミシン、機械、楽器などはすぐ手入する。
⑤畳を清水でよく洗いふきとったのちクレゾール水でふいてよく消毒する。床下も同様なことをする
⑥便所の便槽内はソレゾール水で消毒のち早くくみ出す。

台風の最終日

①農業用ビニールハウスの倒壊
②電柱の倒壊
③看板類の倒壊
④ガラス窓の破損
⑤屋根瓦の飛散
⑥家屋の倒壊
⑦家屋の半壊
⑧家屋の流失
⑨家屋の浸水
⑩家屋の半流
⑪家屋の半壊
⑫家屋の半流
⑬家屋の半壊
⑭家屋の半流
⑮家屋の半壊
⑯家屋の半流
⑰家屋の半壊
⑱家屋の半流
⑲家屋の半壊
⑳家屋の半流
㉑家屋の半壊
㉒家屋の半流
㉓家屋の半壊
㉔家屋の半流
㉕家屋の半壊
㉖家屋の半流
㉗家屋の半壊
㉘家屋の半流
㉙家屋の半壊
㉚家屋の半流
㉛家屋の半壊
㉜家屋の半流
㉝家屋の半壊
㉞家屋の半流
㉟家屋の半壊
㊱家屋の半流
㊲家屋の半壊
㊳家屋の半流
㊴家屋の半壊
㊵家屋の半流
㊶家屋の半壊
㊷家屋の半流
㊸家屋の半壊
㊹家屋の半流
㊺家屋の半壊
㊻家屋の半流
㊼家屋の半壊
㊽家屋の半流
㊾家屋の半壊
㊿家屋の半流

気象台から発表される警戒報の種類と内容

種類	内容
◎ 気象情報	一台風その他異常気象についての情報を、具体的にすみやかに発表します。
◎ 注意報	
○ 気象注意報	一風や雨がひどくなって被害が起こることが予想される場合に注意をさせるために発表されるもので次の三つに分けて発表する。
(イ) 風雨注意報	一風と雨が強くなる。風が17～25m/S位で雨も強くなることが予想されるとき
(ロ) 強風注意報	一雨の心配はないが、風が強くなる（17～25）ことが予想されるとき。
(ハ) 大雨注意報	一風は心配ないが、雨が強く一日に約100粍以上が予想されるとき。
○ 高潮注意報	一台風等によって海面が異常に高くなり津波のように海水が陸上に上つてくることが予想されるときに発表される。
○ 津波注意報	一地震等により海水が異常に高くなつて陸上におしよせてくることが予想されるときに発表される。
○ 地面現象注意報	一大雨等による山崩れ、地すべり等によつて災害がおこるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
○ 波浪注意報	一風波うねり等によつて災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
◎ 警報	
○ 気象警報	一暴風雨、暴雨等によつて大被害が起こると予想される場合に発表される、これは次の二つに分けられる。
(イ) 暴風雨警報	一台風等により強い暴風雨（大体風速25m/S以上）が起こると予想されるとき
(ロ) 大雨警報	一異常な大雨が予想されるとき。
○ 高潮警報	一台風等による海面の異常上昇に関する警報。
○ 津波警報	一津波に関する警報。
○ 地面現象警報	一大雨等による山崩れ、地すべり等の地面現象に関する警報。
○ 波浪警報	一風波、うねり等に関する警報。
◎ 船舶用	
○ 海上注意報	一近海で11～17m/sの風が予想され、小型船舶の航行が困難と思われる場合その旨を注意して行う予報。
○ 海上警報	一近海で17m/s以上の風が予想され船舶の航行が困難又は危険と思われる場合の警報。
◎ 米軍の発表する警戒報	
○ Consition	1.風速50ノット（25m/s）又はそれ以上の風が12時間以内に影響することが予想される場合に発表される。
○ Consition	2.風速50ノット（25m/s又はそれ以上の風が24時間以内に影響することが予想される場合、台風が沖縄を中心に240粍以内にある場合に発表される。
○ Consition	3.風速50ノット（25m/s）又はそれ以上の風が48時間以内に影響することが予想される場合、台風が沖縄を中心に480粍以内にある場合に発表される。

村長辞職による特別選挙施行について

当村村長仲宗根氏は一九六四年七月十九日付で辞職され、欠員となりましたので村長の特別選挙を改正市町村選挙法により次の日程表に基き施行しますので有権者各位の御協力をお願い致します。

一九六四年八月一日
嘉手納村選挙管理委員会
委員長　吉浜　朝永

村長特別選挙事務日定

月日	選挙日	摘要	法令
七月二十三日	四十五		
一、選挙期日、選挙運動開始日の告示（法第五の二）			
二、選挙運動費用の告示、補充選挙人名簿の調製開始日（法第六十八の一二）			
〃〃	一七の四		
七月二十四日	四十四		
一、選挙会場、選挙の日時の告示開始日（法第五の四、五）			
二、不在投票用紙及び同封筒の請求開始日（この日から不在投票が出来る）（法第二十八）			
七月二十七日	四十一		
一、補充選挙人名簿調製最終日（法第一七の四）			
七月二八日	四〇		
一、補充選挙人名簿期間（日時）場所の告示（法第一七の四）			
七月三一日	三七		
一、補充選挙人名簿の縦覧開始			
二、補充選挙人名簿に対する異議申立開始			
三、補充選挙人名簿異議に対する委員会の決定開始（法第一七の四）			
八月九日	二八		
一、補充選挙人名簿縦覧期間の最終日（法第一七の四）			
二、補充選挙人名簿異議申立期間の最終日（法第一七の四）			
八月一三日	二四		
一、補充選挙人名簿異議申立の告示開始日（法第五の四）			
二、補充選挙人名簿に対する異議申立期間の最終日（法第一七の四）			
八月一八日	一九		
一、立候補届出（推薦届出も含む）の受理開始日（法第三九）			
二、立候補者の届出の告示開始日（法第三九の五）			
三、選挙立会人届出の受付開始（法第二〇の一）			
四、選挙事務所設置届出の受付開始（法第五四の三）			
五、支出責任者届出の受付開始（法第六〇の四）			
八月二〇日	一七		
一、補充選挙人名簿異議申立に対する委員会決定の最終日（法第一七の四）			
二、選挙立会人選任届出受理の最終日（法第二〇の一）			
三、立候補者の選挙費用中間報告の受理の最終日（法第六九の三）			
四、選挙費用中間報告の告示最終日（〃〃）			
九月五日	一一		
一、補充選挙人名簿異議申立に対する委員会決定に対し不服出訴した場合における選挙の判決最終日（法第一七の四）			
二、補充選挙人名簿の確定（法第一七の四）			
三、選挙立会人五人を超える場合のくじ執行（法第二〇の二三）			
四、不在投票の最終日（法第二〇）			
九月六日	〇		
一、投票の実施（選挙期日の日）（法第二七）			
二、不在投票の投票箱投入及び投入後の処置（法第三一の一二）			
三、投票録の作成（法第三八の二三）			
九月七日	一		
一、開票の実施（法第三四の二、法第三五）			
二、開票録又は選挙録の作成（法第三四の二、一八の一）			
九月八日	二		
一、当選人の決定（法第四〇）			
二、当選人の告示と当選人の通知（法第四四）			
九月九日	三		
一、当選人の氏名得票数及び選挙関係事項の行政主席への報告（法第四四）			
九月一八日	一二		
一、当選人の当選を辞しようとする期日の最終日（法第四五）			
八月一九日	一三		
一、当選辞退の付与並に当選人の住所氏名の告示（法第四六）			
九月二〇	一四		
一、選挙運動費用の精算届出最終日及び告示（法第六九）			

台風による主な被害

全期に於ける被害割（1951～1963年）

年	台風回数	人 死	人 傷	人 行方不明	住家 全	住家 半	公共建物 全	公共建物 半	非住家 全	非住家 半	5m以上船舶 沈	5m以上船舶 半	5m以上船舶 破	5m未満 流	5m未満 破	住家浸水 床上	住家浸水 床下
1951	4	24	—	52	1,646	4,587	321	220	6,131	5,948	17	5	15	104	128	1,748	
1952	3	3	13	1	93	684	47	63	312	931	1	20	14	21	26	810	
1953	5	4	1	—	77	1,079	22	50	1,593		2	7	16	3	14	20	8
1954	1	3	1	20	509	1,522	145	131	5,115		10	9	23	27	43	88	824	338
1955	2	6	4	5	448	837	9	20	1,274)	714	9	1	7	4	5	6	—
1956	6	2	1	78	3,692	6,651	175	244	16,033		8	6	10	48	68	3,287	—
1957	2	51	223	80	5,824	7,709	118	230	6,728	4,028	24	32	27	49	102	—	—
1958	5	12	—	—	593	53	22	525	186	3	1	3	2	9	530	—	—
1959	7	54	108	9	2,953	3,934	84	62	5,437	2,589	11	18	58	39	168	5,596	—
1960	4	2	7	—	169	178	5	5	161	141	1	1	—	—	3	9	7
1961	8	13	20	26	1,812	4,112	65	82	4,438	4,087	9	19	11	26	76	1,928	2,599
1962	4	1	—	—	10	53	—	—	6	6	1	—	1	—	1	33	112
1963	3	1	4	—	191	414	7	14	756	913	1	6	17	—	13	18	47
総合計	57	169	479	178	18,017	31,833	1,020	1,666	67,531		95	193	203	357	1,161	17,384	
年平均	4.3	13.0	36.8	13.7	1,385.9	2,448.6	78.4	128.1	5,194.6		7.3	14.6	1.56	27.4	89.3	1,337.2	